

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

第12回社員総会

次第

1 議決事項

第1号議案	2024年度決算	P 7
資料1	2024年度財務諸表等（案）	P 8
資料2	監査報告	P16
第2号議案	理事の選任及び再任	P18
第3号議案	監事の再任	P19
第4号議案	定款等の変更	P20
資料3	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 定款（案）	P21
資料4	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 定款 新旧対照表	P35
第5号議案	会計監査人の選任	P41

2 報告事項

第1号報告	2024年度事業報告	P42
資料5	2024年度事業報告書	P43
第2号報告	2025年度事業計画及び予算	P61
資料6	2025年度 事業計画書	P62
資料7	2025年度 正味財産増減予算書	P67
資料8	2025年度 資金調達及び設備投資の見込み	P68

3 その他

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会
第12回社員総会
議案書

2024年度決算

定款第42条第2項の規定により、2024年度決算について、資料1のとおり提案します。

なお、監事からは、資料2のとおり監査報告を受領しています。

- ・ 資料1 2024年度財務諸表等（案）
- ・ 資料2 監査報告

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

2024 年度財務諸表等

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(案)

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

目 次

貸借対照表	10
正味財産増減計算書	11
財務諸表に対する注記	13
附属明細書	14
財産目録	15

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
預金	3,219,284,913	1,767,175,016	1,452,109,897
未収金	664,994,401	139,237,028	525,757,373
未収消費税等	7,219,657	0	7,219,657
前払金	2,870,610	2,500,000	370,610
立替金	11,393,040	5,522,791	5,870,249
前払費用	9,740,153	6,087,884	3,652,269
流動資産合計	3,915,502,774	1,920,522,719	1,994,980,055
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
什器備品	2,338,768	1,337,250	1,001,518
建設仮勘定	3,140,695,695	1,020,529,852	2,120,165,843
特定資産合計	3,143,034,463	1,021,867,102	2,121,167,361
(2) その他固定資産			
建物附属設備	28,718,680	23,625,902	5,092,778
什器備品	15,398,071	10,809,176	4,588,895
商標権	5,110,867	1,703,966	3,406,901
商標権仮勘定	0	3,775,015	△ 3,775,015
敷金	21,065,700	21,065,700	0
その他固定資産合計	70,293,318	60,979,759	9,313,559
固定資産合計	3,213,327,781	1,082,846,861	2,130,480,920
資産合計	7,128,830,555	3,003,369,580	4,125,460,975
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	4,265,000,000	2,510,000,000	1,755,000,000
未払金	2,718,884,793	1,628,890,696	1,089,994,097
前受金	30,000,000	0	30,000,000
預り金	1,193,343	777,927	415,416
流動負債合計	7,015,078,136	4,139,668,623	2,875,409,513
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	7,015,078,136	4,139,668,623	2,875,409,513
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	1,046,898,232	340,176,284	706,721,948
地方公共団体補助金	1,046,898,563	340,176,615	706,721,948
寄附金	990,823,481	284,251,534	706,571,947
指定正味財産合計	3,084,620,276	964,604,433	2,120,015,843
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(3,084,620,276)	(964,604,433)	(2,120,015,843)
2. 一般正味財産			
△ 2,970,867,857	△ 2,100,903,476	△ 869,964,381	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(58,414,187)	(57,262,669)	(1,151,518)
正味財産合計	113,752,419	△ 1,136,299,043	1,250,051,462
負債及び正味財産合計	7,128,830,555	3,003,369,580	4,125,460,975

正味財産増減計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	42,080,671	0	42,080,671
政府出展準備業務受託収益	41,050,000	0	41,050,000
協賛等収益	792,118	0	792,118
ライセンス収益	238,553	0	238,553
受取補助金等	31,157,750	183,501,374	△ 152,343,624
受取補助金等振替額	31,157,750	183,501,374	△ 152,343,624
受取寄附金	1,140,554,052	165,655,716	974,898,336
受取寄附金振替額	1,140,554,052	165,655,716	974,898,336
雑収益	7,999,488	232,461	7,767,027
雑収益	7,999,488	232,461	7,767,027
経常収益計	1,221,791,961	349,389,551	872,402,410
(2) 経常費用			
事業費	1,882,216,900	1,222,033,375	660,183,525
役員報酬	45,714,199	42,194,729	3,519,470
給料手当	222,922,458	160,931,789	61,990,669
臨時雇賃金	5,131,912	5,091,745	40,167
法定福利費	109,498,654	0	109,498,654
福利厚生費	749,762	84,550,325	△ 83,800,563
会議費	399,571	223,874	175,697
旅費交通費	33,914,968	23,353,992	10,560,976
通信運搬費	542,585	765,367	△ 222,782
備用品費	5,644,953	1,457,956	4,186,997
印刷製本費	1,866,238	2,775,832	△ 909,594
光熱水料費	12,413,628	8,101,532	4,312,096
委託費	1,201,829,732	743,146,585	458,683,147
賃借料	66,346,378	44,091,279	22,255,099
保険料	477,670	0	477,670
租税公課	27,997,183	2,528,500	25,468,683
支払報酬	88,707,600	59,525,438	29,182,162
支払手数料	33,543,312	34,035,057	△ 491,745
広告宣伝費	23,340,670	8,825,438	14,515,232
減価償却費	780,508	239,682	540,826
雑費	394,919	194,255	200,664
管理費	209,539,442	190,456,433	19,083,009
役員報酬	6,249,353	5,743,557	505,796
給料手当	48,513,673	41,490,216	7,023,457
臨時雇賃金	24,629,350	23,633,056	996,294
法定福利費	27,898,438	0	27,898,438
福利厚生費	1,140,863	26,417,352	△ 25,276,489
会議費	5,808	16,987	△ 11,179
旅費交通費	2,494,764	1,486,607	1,008,157
通信運搬費	360,396	564,401	△ 204,005
備用品費	12,549,064	14,915,209	△ 2,366,145
修繕費	0	2,441,612	△ 2,441,612
印刷製本費	17,072	38,298	△ 21,226
光熱水料費	3,082,068	2,558,368	523,700
委託費	36,812,345	41,983,752	△ 5,171,407
賃借料	16,714,750	16,040,193	674,557
保険料	186,970	151,840	35,130
租税公課	409,573	801,014	△ 391,441
支払報酬	6,612,815	4,402,464	2,210,351
支払手数料	441,535	363,495	78,040
支払利息	16,718,070	3,446,296	13,271,774
減価償却費	4,084,662	3,382,330	702,332
雑費	617,873	579,386	38,487
経常費用計	2,091,756,342	1,412,489,808	679,266,534
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 869,964,381	△ 1,063,100,257	193,135,876
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 869,964,381	△ 1,063,100,257	193,135,876

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 869,964,381	△ 1,063,100,257	193,135,876
一般正味財産期首残高	△ 2,100,903,476	△ 1,037,803,219	△ 1,063,100,257
一般正味財産期末残高	△ 2,970,867,857	△ 2,100,903,476	△ 869,964,381
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	1,444,601,646	749,329,942	695,271,704
受取国庫補助金	722,135,217	374,665,925	347,469,292
受取地方公共団体補助金	722,466,429	374,664,017	347,802,412
受取寄附金	1,847,125,999	448,420,000	1,398,705,999
受取寄附金	1,847,125,999	448,420,000	1,398,705,999
一般正味財産への振替額	△ 1,171,711,802	△ 349,157,090	△ 822,554,712
一般正味財産への振替額	△ 1,171,711,802	△ 349,157,090	△ 822,554,712
当期指定正味財産増減額	2,120,015,843	848,592,852	1,271,422,991
指定正味財産期首残高	964,604,433	116,011,581	848,592,852
指定正味財産期末残高	3,084,620,276	964,604,433	2,120,015,843
III 正味財産期末残高	113,752,419	△ 1,136,299,043	1,250,051,462

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物附属設備、什器備品…定額法
無形固定資産 商標権…定額法

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式です。

(3) 収益の計上基準

協賛等収益 協賛金額を協賛期間で日割りし、当年度に対応する金額を収益計上しています。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
什器備品	1,337,250	1,188,000	186,482	2,338,768
建設仮勘定	1,020,529,852	2,120,165,843	0	3,140,695,695
合 計	1,021,867,102	2,121,353,843	186,482	3,143,034,463

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	〔うち指定正味財産 からの充当額〕	〔うち一般正味財産 からの充当額〕	〔うち負債に対応 する額〕
特定資産				
什器備品	2,338,768	(1,187,250)	(1,151,518)	(0)
建設仮勘定	3,140,695,695	(3,083,433,026)	(57,262,669)	(0)
合 計	3,143,034,463	3,084,620,276	58,414,187	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	31,943,607	3,224,927	28,718,680
什器備品	24,524,087	6,787,248	17,736,839
商標権	5,568,663	457,796	5,110,867
合 計	62,036,357	10,469,971	51,566,386

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
(受取補助金等) 2027年国際園芸博覧会 事業費補助金	横浜市	272,141,292	577,973,144	12,595,586	837,518,850	指定正味財産
2027年国際園芸博覧会 事業費補助金	神奈川県	68,035,323	144,493,285	3,148,895	209,379,713	指定正味財産
2027年国際園芸博覧会 事業費補助金	国土交通省	170,088,142	361,068,668	7,707,694	523,449,116	指定正味財産
2027年国際園芸博覧会 事業費補助金	農林水産省	170,088,142	361,066,549	7,705,575	523,449,116	指定正味財産
合 計		680,352,899	1,444,601,646	31,157,750	2,093,796,795	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
補助対象経費計上による受取補助金等振替額	31,157,750
資金使途対象経費計上による受取寄附金振替額	1,140,404,052
減価償却費計上による受取寄附金振替額	150,000
合 計	1,171,711,802

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

特定資産について、財務諸表に対する注記2に記載をしているので
内容の記載を省略しています。

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金 額
(流動資産)	預金	普通預金 横浜銀行 横浜市庁支店		運転資金として	3,219,284,913
	未収金	横浜市他		地方創生応援税制寄附金に係る負担金他	664,994,401
	未収消費税等	横浜中税務署		還付消費税	7,219,657
	前払金	(株)ラッキースター他		2025年度業務委託料	2,870,610
	立替金	国		社会保険料	11,393,040
	前払費用	松村(株)	4月分事務所賃貸料、清掃料		7,201,253
		リブ・マックス他	次年度賃借料		2,538,900
流動資産合計					3,915,502,774
(固定資産)	特定資産	什器備品	カウントダウンボード	公益目的保有財産であり、2027年国際園芸博覧会の準備及び開催運営に関する事業に供している	2,338,768
		建設仮勘定	博覧会会場設計料他	公益目的保有財産であり、完成後公益目的事業に使用する国際園芸博覧会会場の設計費用等	3,140,695,695
その他 固定資産	建物附属設備	パーティション工事他		管理の用に供している	28,718,680
	什器備品	マスコットキャラクター造形他		公益目的保有財産であり、2027年国際園芸博覧会の準備及び開催運営に関する事業に供している	842,188
		カラー複合機他		管理の用に供している	14,555,883
	商標権	国際園芸博覧会公式ロゴマーク	公益目的保有財産である2027年国際園芸博覧会公式ロゴマーク		1,524,602
		国際園芸博覧会公式マスコットキャラクター	公益目的保有財産である2027年国際園芸博覧会公式マスコットキャラクター		3,586,265
	敷金	横浜市中区住吉町1-13		事務所賃貸契約による敷金	21,065,700
固定資産合計					3,213,327,781
資産合計					7,128,830,555
(流動負債)	短期借入金	横浜銀行 横浜市庁支店	運転資金のための借入		4,265,000,000
	未払金	横浜市他	労務委託費、給料手当、備用品費、支払報酬等		2,718,884,793
	前受金	出展者	次年度出展料		30,000,000
	預り金	職員他	社会保険料他		1,193,343
流動負債合計					7,015,078,136
(固定負債)					
固定負債合計					0
負債合計					7,015,078,136
正味財産					113,752,419

2025 年 5 月 22 日

監査報告

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

代表理事 十倉 雅和 殿

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

監事 太田 眞晴



2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

以上

2025 年 5 月 22 日

監査報告

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

代表理事 十 倉 雅 和 殿

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

監事 二 川 裕 之



2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

以上

議決事項 第2号議案

理事の選任及び再任

定款第21条第1項の規定に基づき、3人の理事について次のとおり選任することを提案します。また、定款第24条第1項の規定により、理事の任期は2年以内の定時社員総会終結時までと定められていることから、本総会において任期が満了する理事について、次のとおり再任することを提案します。

選任理事（氏名 五十音順）

滝 久雄 株式会社ぐるなび・株式会社 NKB 両社、取締役会長
公益財団法人日本交通文化協会 理事長

滝澤 秀之 一般社団法人 神奈川経済同友会 代表幹事

筒井 義信 一般社団法人 日本経済団体連合会 会長

再任理事（氏名 五十音順）

上野 孝 一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会 会頭
横浜商工会議所 会頭

黒岩 祐治 神奈川県知事

小池 政則 業務執行理事

小林 健 日本商工会議所 会頭

小室 淑恵 株式会社 ワーク・ライフバランス 代表取締役社長

ナリン アドバニ entomo pte. ltd. Co-Founder
BIPROGY 株式会社 社外取締役

南場 智子 株式会社 ディー・エヌ・エー 代表取締役会長

新浪 剛史 公益社団法人 経済同友会 代表幹事

野並 直文 一般社団法人 神奈川県経営者協会 会長

宮永 俊一 公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会財務委員会委員長

山中 竹春 横浜市長

横田 響子 株式会社 コラボラボ 代表取締役

吉高 まり 一般社団法人 パーチュデザイン 代表理事
東京大学教養学部 客員教授

和田 新也 一般社団法人 日本造園建設業協会 会長

【参考条文】

○公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 定款

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

議決事項 第3号議案

監事の再任

定款第24条第2項の規定により、監事の任期は4年以内の定時社員総会終結時までと定められていることから、本総会において任期が満了する監事について、次のとおり再任することを提案します。

監事（氏名 五十音順）

太田 眞晴 前日本公認会計士協会 神奈川県会 会長

二川 裕之 元神奈川県弁護士会 会長

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第24条2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

定款等の変更

1. 定款の変更

定款第49条に基づき、定款について資料3のとおり変更することを提案します。

- ・資料3 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

(参考資料)

- ・資料4 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款 新旧対照表

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2. 規程の変更

定款の変更に伴い、「役員の報酬等並びに費用に関する規程」について、次のとおり参照条番号の変更が生じるため、同規程第11条に基づき、改訂することを提案します。

(旧) 第1条 この規程は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(新) 第1条 この規程は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【参考条文】

○役員の報酬等並びに費用に関する規程

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 定款

(案)

2021 年 11 月 1 日 制 定

2025 年 ● 月 ● 日 最 近 改 正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）と称し、英語では、Japan Association for the International Horticultural Expo 2027, Yokohama と表示する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 協会は、国際博覧会条約に基づく神奈川県横浜市における 2027 年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 博覧会の準備及び開催運営
 - (2) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 社員

(法人の構成員)

第 5 条 協会は、博覧会の準備又は開催運営等に寄与する地方公共団体、経済団体又は前条の事業の内容と密接な関連を有する業界団体であって、次条の規定により協会の社員となった者をもって構成する。なお経済団体及び業界団体については、正味財産が 1 千万円以上であることを要件とする。

(社員の資格の取得)

第6条 協会の社員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該社員総会において、決議の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名の決議がなされたときは、当該社員に対し、その旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- (1) 法人又は団体が解散したとき。
- (2) 法人又は団体に対し破産手続開始の決定があったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限及び運営)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 社員の除名

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める社員総会運営規程による。

（開催）

第 12 条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種類とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催することができる。

（招集）

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第 20 条第 3 項に規定する代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により各理事がこれにあたる。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日 の 1 週間（社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間）前までに、社員に対して、当該社員総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。なお、電磁的方法による通知を発するには、社員の承諾を得なければならない。

（議長）

第 14 条 社員総会の議長は、第 20 条第 2 項に規定する会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

（議決権）

第 15 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

- 2 法人である社員及び団体である社員の議決権は、当該法人及び団体の代表者がこれを行行使するものとする。
- 3 法人である社員及び団体である社員は、前項の代表者 1 名をあらかじめ届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。
- 4 社員は、書面又は電磁的方法により議決権を行行使する場合、当該議決権行

使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで
に当該記載をした議決権行使書面を提出しなければならない。

- 5 社員は、他の社員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。
ただし、社員である法人又は団体の代表者の場合にあっては、当該代表者の
属する法人若しくは団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることを妨
げないものとする。
- 6 第4項及び前項の規定により議決権を行使する社員は、出席した社員の議
決権の数に算入する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、
出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員
の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 社員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1
項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条
に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数
の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に
おいて、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思
表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものと
みなす。

(報告の省略)

第18条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合
において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員
の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項
の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作
成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第20条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上30名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から事務総長を1名、副会長及び事務次長を複数名置くことができる。
- 3 前項の会長及び事務総長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。また、事務次長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、社員総会の決議によって、社員たる法人又は団体の代表者から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 会長、副会長、事務総長及び事務次長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び事務総長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、事務次長は事務総長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、事務総長及び事務次長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監

査報告を作成する。

- 2 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすること、並びにその職務を行うため必要があるときに会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前各項のほか法令に定められた権限を行使することができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 24 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、任期の途中においても辞任することができる。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事が第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 26 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うこととする。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会において別に定める役員の報酬等に関する規程による。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員及び会計監査人の損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 協会は、理事会の決議によって理事及び監事並びに会計監査人の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 協会は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）との間で一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務総長及び事務次長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 31 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催するものとする。

(招集)

第 32 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事が理事会を招集する。

- 2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、第 23 条第 4 項の規定において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 第 2 項又は前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事あるいは監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集しようとするときは、理事会の開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可

決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 3 代表理事は、理事会の決議事項（一般法人法第90条第4項に定められた事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ずに、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、代表理事は、次の理事会にその内容を付議し、承認を得なければならない。

（報告の省略）

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会・顧問・協力会員

（専門委員会）

第37条 協会は、任意の機関として、専門委員で組織される各種専門委員会を置くことができる。

- 2 各種専門委員会は、協会の運営に関し、専門的な識見に基づく助言をすることができる。ただし、協会の業務執行に関する権限を有するものではない。
- 3 専門委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 専門委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うこととする。

（顧問）

第38条 協会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、重要な事項について、代表理事の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うこととする。

（協力会員）

第39条 協会は、協力会員を置くことができる。

- 2 協力会員は、博覧会の事業に関し、意見を述べることができる。
- 3 協力会員は、協会の依頼に応じて、第3条の目的に賛同する団体が当該団体に所属する者の中から選出した者とする。
- 4 協力会員がその所属する団体の役職を離れたときは、その後任者が協力会員を引き継ぐものとする。
- 5 協力会員は無報酬とする。

第8章 事務局

（事務局の設置）

第40条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には必要な職員を置き、代表理事が任免する。ただし、重要な使用人については理事会で選解任する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

（事業年度）

第41条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条 協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、直近に開催される社員総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 基金

（基金の募集）

第45条 協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の取扱い）

第46条 基金の募集、割当て、拋出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により定めるものとする。

（基金拋出者の権利）

第47条 拋出された基金は、基金の拋出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拋出者に返還することができるものとする。

（基金の返還）

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替金の積立)

第 49 条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(解散)

第 51 条 協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由のほか、博覧会終了後の残務の結了により解散する。

(残余財産の帰属)

第 52 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 協会は剰余金の分配を行わない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補則

(株主等としての権利行使)

第 55 条 協会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式の無償割当て
- (3) 株主割当増資への申し込み
- (4) 株主宛配当書類の受領

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(法令の準拠)

第 57 条 この定款に定めのない事項は、一般法人法及び認定法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の設立時代表理事、設立時理事、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事	十倉 雅和	
設立時理事	上野 孝	山中 竹春
設立時監事	太田 眞晴	二川 裕之
- 3 協会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号
一般社団法人 日本経済団体連合会
横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0
横浜市
横浜市中区山下町 2 番地
横浜商工会議所
- 4 当法人の設立当初の事業年度は、第 41 条にかかわらず、当法人の設立の登記の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- 5 第 44 条、第 53 条は、認定法第 4 条に定める公益認定を受けることを停止条件として効力を生ずるものとする。

以上、一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会設立のため、設立時社員
一般社団法人日本経済団体連合会 他 2 名の定款作成代理人である司法書士
法人プレッジは、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

2021 年 11 月 1 日

設立時社員 一般社団法人日本経済団体連合会

設立時社員 横浜市

設立時社員 横浜商工会議所

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士法人プレッジ
代表社員 岡部 善彦

附 則

- 1 この定款は、2022 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、2023 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、2025 年●月●日から施行する。

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

定款 新旧対照表

新	旧
本 則 (権限及び運営) 第 11 条 (1) 理事及び監事並びに<u>会計監査人の選任又は解任</u> (中略) 第 5 章 役員及び<u>会計監査人</u> (役員及び<u>会計監査人</u>の設置) 第 20 条 <u>4 この法人に会計監査人を置く。</u> (役員及び<u>会計監査人</u>の選任) 第 21 条 理事及び監事並びに<u>会計監査人</u>は、社員総会の決議によって選任する。 (中略) (監事の職務及び権限) 第 23 条 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに<u>その職務を行うため必要があるときに会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。</u>	本 則 (権限及び運営) 第 11 条 (1) 理事及び監事の選任又は解任 (中略) 第 5 章 役員 (役員の設置) 第 20 条 (新設) (役員の選任) 第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 (中略) (監事の職務及び権限) 第 23 条 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

新	旧
<u>(会計監査人の職務及び権限)</u> 第 24 条 <u>会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</u> 2 <u>会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に 対し、会計に関する報告を求めることができる。</u> (1) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</u> (2) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表示したもの</u> <u>(役員及び会計監査人の任期)</u> 第 25 条 6 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。</u> <u>(役員及び会計監査人の解任)</u> 第 26 条 <u>理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。</u> 2 <u>監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の</u>	(新設) (役員の任期) 第 24 条 (新設) (役員の解任) 第 25 条 <u>理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。</u> (新設)

新	旧
<u>理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。</u> <u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u> <u>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</u> <u>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u> (役員及び会計監査人の報酬等) <u>第 27 条</u> <u>4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。</u> (役員及び会計監査人の損害賠償責任の一部免除) <u>第 28 条</u> 協会は、理事会の決議によって理事及び監事並びに会計監査人の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 (構成) <u>第 29 条</u> (略) (権限) <u>第 30 条</u> (略) (開催) <u>第 31 条</u> (略) (招集) <u>第 32 条</u> (略) (議長)	(役員の報酬等) <u>第 26 条</u> (新設) (役員損害賠償責任の一部免除) <u>第 27 条</u> 協会は、理事会の決議によって理事及び監事の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 (構成) <u>第 28 条</u> (略) (権限) <u>第 29 条</u> (略) (開催) <u>第 30 条</u> (略) (招集) <u>第 31 条</u> (略) (議長)

新	旧
<u>第 33 条</u> (略) (決議) <u>第 34 条</u> (略) (報告の省略) <u>第 35 条</u> (略) (議事録) <u>第 36 条</u> (略) (専門委員会) <u>第 37 条</u> (略) (顧問) <u>第 38 条</u> (略) (協力会員) <u>第 39 条</u> (略) (事務局の設置) <u>第 40 条</u> (略) 第 9 章 資産及び会計 (事業年度) <u>第 41 条</u> (略) (事業計画及び収支予算) <u>第 42 条</u> (略) (事業報告及び決算) <u>第 43 条</u> 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、<u>第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</u> (1) 事業報告	<u>第 32 条</u> (略) (決議) <u>第 33 条</u> (略) (報告の省略) <u>第 34 条</u> (略) (議事録) <u>第 35 条</u> (略) (専門委員会) <u>第 36 条</u> (略) (顧問) <u>第 37 条</u> (略) (協力会員) <u>第 38 条</u> (略) (事務局の設置) <u>第 39 条</u> (略) 第 9 章 資産及び会計 (事業年度) <u>第 40 条</u> (略) (事業計画及び収支予算) <u>第 41 条</u> (略) (事業報告及び決算) <u>第 42 条</u> 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表

新	旧
(2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 (7) <u>キャッシュ・フロー計算書</u> 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、<u>第6号及び第7号</u>の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 （公益目的取得財産残額の算定） <u>第44条</u> （略） （基金の募集） <u>第45条</u> （略） （基金の取扱い） <u>第46条</u> （略） （基金拠出者の権利） <u>第47条</u> （略） （基金の返還） <u>第48条</u> （略） （代替金の積立） <u>第49条</u> （略） （定款の変更） <u>第50条</u> （略） （解散） <u>第51条</u> （略） （残余財産の帰属）	(4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 （公益目的取得財産残額の算定） <u>第43条</u> （略） （基金の募集） <u>第44条</u> （略） （基金の取扱い） <u>第45条</u> （略） （基金拠出者の権利） <u>第46条</u> （略） （基金の返還） <u>第47条</u> （略） （代替金の積立） <u>第48条</u> （略） （定款の変更） <u>第49条</u> （略） （解散） <u>第50条</u> （略） （残余財産の帰属）

新	旧
<u>第 52 条</u> (略) (公益認定の取消し等に伴う贈与) <u>第 53 条</u> (略) (公告の方法) <u>第 54 条</u> (略) (株主等としての権利行使) <u>第 55 条</u> (略) (委任) <u>第 56 条</u> (略) (法令の準拠) <u>第 57 条</u> (略) 附 則 (中略) 附 則 <u>1 この定款は、2025 年●月●日から施行する。</u>	<u>第 51 条</u> (略) (公益認定の取消し等に伴う贈与) <u>第 52 条</u> (略) (公告の方法) <u>第 53 条</u> (略) (株主等としての権利行使) <u>第 54 条</u> (略) (委任) <u>第 55 条</u> (略) (法令の準拠) <u>第 56 条</u> (略) 附 則 (中略)

会計監査人の選任

2024年度決算における負債の部に計上する額が50億円を超えたことに伴い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第6条に基づき、次のとおり会計監査人を選任することを提案します。

なお、本議案については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第73条により、監事の決定に基づいています。

会計監査人 監査法人薄衣佐吉事務所

【参考条文】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

十三 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令

第六条 法第五条第十三号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げる額とし、同条第十三号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる額の区分に応じ当該各号に定める額とする。

三 一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号の貸借対照表、一般財団法人にあっては同条第三号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 五十億円

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第七十三条 監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2024年度事業報告

定款第43条第2項の規定により2024年度事業報告について、資料5のとおり報告します。

・ 資料5 2024年度事業報告書

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

2024 年度事業報告書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

2024 年度 事業報告書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

1 博覧会の開催に向けた事業の実施

I 認知拡大・機運醸成に関する事業の実施

(1) 多様なメディアを活用した取組

- ・「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前記者発表会」において、公式マスコットキャラクターの名前発表を行うとともに、市民参加のキックオフとして、個人、団体、教育機関等で活動されている皆様にも広くご使用いただける応援メッセージ付き公式ロゴマークの発表を行いました。
あわせて、横浜市と連携し「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前イベント」を開催し、ワークショップやステージイベント、展示など多彩なプログラムを実施しました。(6 月)
- ・GREEN×EXPO 2027 に参画する出展内定者を発表する「GREEN×EXPO 2027 第一次内定者発表会」(10 月) 及び出展内定者を対象とした「内定者向け説明会」(11 月) をメディア露出の機会として活用し、情報発信を行いました。
- ・「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、会場の主要施設であるテーマ館などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の新たな内定者を発表しました。(3 月)
- ・公式ホームページを 6 月にリニューアルし、公式 SNS と連携しながら、開催準備に向けた取組などの最新情報の積極的な発信を行いました。
- ・農園芸業界専門誌や一般誌等のメディア媒体の読者への認知度向上を図るべく、広告出稿・記事掲載を行いました。

【主な機関紙・会報誌名等】【発行元】(寄稿順)

機関紙・会報誌名等	発行元
GREENAGE	一般財団法人 日本緑化センター
園芸文化	公益社団法人 園芸文化協会
緑化通信	一般社団法人 日本植木協会
みどり	公益社団法人 横浜市緑の協会
公園緑地	一般社団法人 日本公園緑地協会
花キューピットだより	一般社団法人 JFTD
造園連新聞	一般社団法人 日本造園組合連合会
JHTS ニュースレター	NPO 法人 日本園芸療法研修会

都市公園	公益財団法人 東京都公園協会
日刊建設工業新聞	日刊建設工業新聞社
種苗界	一般社団法人 日本種苗協会
全植検協通報	一般社団法人 全国植物検疫協会
JFTD だより	一般社団法人 JFTD
JFMA ニュース	日本フローラルマーケティング協会
横造協だより	一般社団法人 横浜市造園協会
日刊建設通信新聞	株式会社 日刊建設通信新聞社
造園修景	一般社団法人 日本造園修景協会
公園緑地	一般社団法人 日本公園緑地協会
GA コミュニケーション	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会
Discover Japan	(株)ディスカパージャパン
いま振り返る！万博の思い出	株式会社 宝島社
横浜商工季報	横浜商工会議所
園芸文化協会 創立 80 周年記念寄稿集	公益社団法人 園芸文化協会
家庭園芸	株式会社 サカタのタネ
ビタミンママ	株式会社 VM
横浜 LOVE Walker	角川アスキー総合研究所
るるぶ まちという神奈川	JTB パブリッシング
The Japan times SUSTAINABLE JAPAN MAGAZINE	株式会社 ジャパン タイムズ

(2) 多様な主体の参画による取組

- ・国内で開催される関連イベント等の機会を活用したプロモーションを行いました。
- ・開催意義の理解促進や来場者の増加、ブランド価値の向上を目的として、統一的なビジュアル・アイデンティティ (VI) を策定し、横浜市と連携しながら「開催 1000 日前」や「開催 2 年前」にあわせた街なか装飾、交通機関のラッピングなどを実施しました。(6 月、3 月)
- ・機運醸成を目的とした交通広告の協賛プロジェクトの募集を開始し、交通事業者と連携しながら、公式マスコットキャラクター「トゥンクトゥンク」をデザインに使用した駅構内や車両等のラッピングを実施しました。(3 月)
- ・「第 41 回全国都市緑化かわさきフェア」に参加し、神奈川県立吉田島高等学校をはじめ多様な人々との協働により、モニュメントと、花壇による PR 作品を展示しました。また、神奈川県立の 5 つの農業高校による「GREEN LEADERSHIP CLUB」の活動として、庭園出展を行いました。(10 月)
- ・公式ロゴマークや公式マスコットキャラクターなどを使用した各種商品の企画・製造・販売に向けて、当協会の知的財産を活用したライセンス事業を推進する「2027 年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス (2027ML0)」を開設しました。(12 月) また、初のオフィシャルストアをオープンし、公式ライセンス商品の販売を開始しました。(3 月)

- ・多様な主体と連携したシンポジウム等として、(一社)ポートランド日本庭園、ジャパンインスティテュート及び東京大学と連携したフォーラムを開催しました。(5月)また、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会と連携し、シンポジウムを開催しました。(3月)
- ・ボランティアの募集・研修・活動等に関する計画を策定しました。

【2024 年度の主な出展イベント】

イベント名	開催期間	開催場所
横浜フラワー&ガーデンフェスティバル	5月3日～6日	横浜市(パシフィコ横浜)
浜名湖花博 2024 ステージイベント	5月11日	静岡県浜松市
ハマフェス Y165	5月25日～26日	横浜市(山下公園)
横浜開港祭	6月1日～2日	横浜市(臨港パーク)
日本造園学会全国大会	6月14日～16日	愛知県名古屋市
サマーコンファレンス 2024	7月20日	横浜市(パシフィコ横浜)
ホストタウンフェスティバル 2024	8月26日	東京都港区
都市緑化キャンペーン 2024	10月4日	東京都千代田区
新横浜パフォーマンス	10月5日～6日	横浜市(新横浜駅前広場)
ワールドフェスタ・ヨコハマ	10月12日～13日	横浜市(山下公園)
アジア・スマートシティ会議	10月23日～24日	横浜市(パシフィコ横浜)
日比谷公園ガーデニングショー2024	10月24日～27日	東京都千代田区
第41回全国都市緑化かわさきフェア	10月19日～11月17日	川崎市
グリーンインフラ産業展 2025	1月29日～31日	東京都江東区
Flower Fes 2025	3月22日～23日	横浜市(旧上瀬谷通信施設跡地)

II 各分野の事業の実施

(1) 公式参加者招請活動・支援及び国際園芸家協会（以下「AIPH」という。）・博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）との調整

ア 外国政府・国際機関への参加招請活動

- ・2027年国際園芸博覧会政府委員を始めとする日本政府（在外公館含む）や開催地自治体と連携し、相手国・国際機関の意思決定者や駐日大使等への働きかけを行いました。二国間会談や国際会議等の機会をとらえるとともに、駐日外交団向けの説明会や現地視察会を実施しました。

イ 公式参加者（参加を表明した外国政府・国際機関）への支援

- ・公式参加者が円滑に出展準備を行うことができるよう、説明会や現地視察会を始め、様々なルートを通じて情報提供を行うとともに、支援体制の構築を進めました。

ウ AIPH 及び BIE との調整

- ・AIPH 及び BIE と A 1 クラスの国際園芸博覧会の開催に必要な連絡調整を行いました。

(ア) AIPH 及び BIE の要件等に基づく特別規則や計画等の検討

- ・特別規則第4号（建設）、第5号（機械・設備）、第7号（輸送・通関）及び第10号（一般サービス）が6月のBIE総会、第9号（営業）が11月のBIE総会で承認されました。
- ・特別規則第7号（輸送・通関）に係る植物検疫のガイドライン、第4号（建設）に係るガイドラインを公表しました。

(イ) AIPH 及び BIE への主な進捗報告等

2024 年 4 月	BIE 事務局長訪日にあわせた意見交換
2024 年 4 月	BIE 執行委員会・情報コミュニケーション委員会（フランス・パリ）における進捗報告
2024 年 6 月	AIPH による開催3年前視察
2024 年 6 月	BIE 総会（フランス・パリ）における進捗報告
2024 年 8 月	BIE 事務局長訪日にあわせた意見交換
2024 年 9 月	AIPH 博覧会委員会（ポーランド・ワルシャワ）における進捗報告
2024 年 10 月	BIE 執行委員会・情報コミュニケーション委員会（フランス・パリ）における進捗報告
2024 年 11 月	BIE 総会（フランス・パリ）における進捗報告及び BIE 事務局長との意見交換
2024 年 12 月	BIE キャパシティビルディングプログラム（ペルー・リマ）における中南米諸国に対する PR
2025 年 2 月	AIPH 博覧会委員会（タイ・チェンライ）における進捗報告

(2) 会場整備

- ・会場整備の実施設計を行うとともに、上瀬谷整備事務所を開設し、会場整備工事に着手しました。
- ・屋内展示施設や飲食物販施設等の実施設計を行いました。
- ・横浜市の条例に基づき、環境影響評価書の作成など環境影響評価手続を計画的に実施しました。

(3) 植物監理

- ・植物監理・調達・維持管理に関する検討の深度化を行いました。
- ・開催に向け、植物調達パートナー等と連携し、植物の育成を開始しました。

(4) 運営管理

ア 会場運営全般

- ・来場者等の安全確保及び博覧会の円滑な運営を図るために必要な事項を協議し、計画の策定に資することを目的として、安全対策、医療救護及び会場衛生に係る各協議会を設置しました。
- ・会場を安全かつ円滑に運営し、来場者が安心・安全に過ごす環境を整えるため、警備、消防・防災、医療・救護及び会場衛生に関する基本計画の検討を行いました。
- ・満足度の高い来場者サービスを提供するための来場者サービス計画の検討を行いました。
- ・会場内の快適性と美観を維持するための会場内清掃・廃棄物管理基本計画の検討を行いました。

イ ICT 関係

- ・効率的なサイバーセキュリティ対策のための業務検討及び有識者協議会の開催準備を行いました。
- ・会場内の安定した通信環境構築のための基本設計を実施しました。

ウ 入場券販売システム

- ・入場券販売システム及び入場券の適切な価格・券種の検討を行うとともに、多様な販売チャネルの開拓から実際の販売までを担う入場券販売管理センターの開設準備を行いました。

エ 物流関係

- ・会場までの貨物輸送と会場内での物流業務を円滑に運営するための物流基本計画を策定しました。

(5) 展示・出展

ア 主催者展示

- ・テーマ館展示及び園芸文化館展示の実施設計を行いました。
- ・Village やゾーンの修景と一体的に行う展示の実施設計を行いました。

イ 政府出展

- ・国土交通省より屋外展示の出展準備に係る業務を受託し、実施設計を行いました。

ウ 一般参加者出展

- ・花・緑出展について、自治体や企業・団体等に対し公募を行い、自治体において73件、企業・団体・個人において287件の内定を公表しました。また、出展内定者向け説明会を開催し、出展に向けた手続等を進めました。
- ・Village 出展について、企業・団体に対し公募を行い、13件の内定を公表しました。また、出展内定者向け説明会を開催し、出展に向けた手続等を進めました。
- ・テーマ営業出店について、企業・団体に対して公募を行い、4件の内定を公表しました。また、出店内定者向け説明会を開催し、出店に向けた手続等を進めました。
- ・一般営業出店について、出店を募るための営業実施計画を策定するとともに、参加の勧奨に向けた準備を行いました。
- ・協賛について、制度設計を行い、プロジェクト協賛と一般協賛の公募を開始しました。魅力的な博覧会の実現のために、協賛の勧奨等を行いました。

エ コンペティション

- ・AIPH 規則に則りコンペティション規則の策定に向けた検討を進めました。

(6) 行催事

- ・多様な参加の促進のために、行催事実施計画及び催事管理センター運営実施計画の策定を行いました。
- ・魅力的な博覧会の実現のために、行催事の参加勧奨に向けた準備を行いました。

(7) 輸送対策

- ・輸送の基本的な考え方を示した来場者輸送基本計画をもとに、周辺道路における交通シミュレーションやシャトルバスの運行計画など具体的な検討・調整を行い、来場者輸送実施計画の策定に向けた検討を行いました。

(8) 持続可能性に向けた取組

- ・サステナビリティ戦略等に基づく事業の推進・検討を行い、持続可能性に配慮した調達を行うため、調達コードの運用を行いました。
- ・持続可能性有識者委員会での審議等を踏まえ、サステナビリティ教育計画、サステナビリティ コミュニケーション・エンゲージメント計画及び資源循環の考え方を策定しました。
- ・障がい当事者や学識経験者の皆様に参画いただいた検討会での検討を踏まえ、2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドラインを策定しました。

III 事務局体制の整備・強化と健全な財務運営

(1) 事務局体制の整備・強化

- ・事務局体制の整備・強化や、国・経済界・自治体から業務に応じた多様な人材の確保、効率的な事務局体制とするため組織体制の見直しを行いました。

(2) ガバナンス機能の強化

- ・継続的なコンプライアンスの推進に向け、外部の有識者を加えたコンプライアンス委員会を定期的開催しました。
- ・入札・契約における適正な競争環境や適切な履行の確保を図りました。

(3) 効果的・効率的な予算の管理・執行

- ・資金計画に基づく資金調達及び予算管理を行いました。
- ・予算執行段階における事業実施方法の検証及びコスト削減を行いました。
- ・会場建設費の変更に当たり、関係機関へ要請を行いました。

(4) 財務基盤の強化に向けた資金調達

- ・寄附金の募集・拡充に向けた取組を進めました。
- ・補助金等の各種資金の確保に向けた調整を図りました。

IV 社員総会・理事会の開催

(1) 社員総会

ア 第9回（定時）社員総会（2024年6月19日）

(ア) 開催場所

東京商工会議所 5階 渋谷ホール（東京都千代田区丸の内3-2-2）
（web会議システムの併用による会議）

(イ) 決議事項

- ・理事の再任について
- ・2023年度決算について

(ウ) 報告事項

- ・2023年度事業報告について
- ・2024年度事業計画及び予算について

(エ) 出席等

全議決権数 10 団体、出席社員数 10 団体、出席理事数 20 名、
出席監事数 2 名

イ 第10回（臨時）社員総会（2024年12月4日）

(ア) 開催場所

決議省略の方法による

(イ) 提案事項

- ・理事の選任について

(ウ) 出席等

提案事項につき、社員の全てから書面により同意の意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

ウ 第 11 回（臨時）社員総会（2025 年 1 月 20 日）

(ア) 開催場所

決議省略の方法による

(イ) 提案事項

- ・ 理事の選任
- ・ 常勤理事の報酬の額

(ウ) 出席等

提案事項につき、社員の全てから書面により同意の意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

(2) 理事会

ア 第 17 回理事会（2024 年 6 月 5 日）

(ア) 開催場所

決議省略の方法による

(イ) 提案事項

- ・ 2023 年度事業報告について
- ・ 2023 年度決算について
- ・ 常勤理事の報酬の額について
- ・ 財務委員会の委員の選任について
- ・ 理事の利益相反取引の承認について
- ・ 第 9 回（定時）社員総会の開催について

(ウ) 報告事項

- ・ 2023 年度内部監査結果について
- ・ 特定寄附金及び指定寄附金に関する指定期間の延長について
- ・ 理事の利益相反取引の報告について

(エ) 出席等

提案事項につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

イ 第 18 回理事会（2024 年 6 月 19 日）

(ア) 開催場所

東京商工会議所 5 階 渋沢ホール（東京都千代田区丸の内 3-2-2）
（web 会議システムの併用による会議）

- (イ) 決議事項
 - ・ 事務総長及び事務次長の選定について
- (ウ) 報告事項
 - ・ 政府委員の就任について
 - ・ GREEN×EXP0 2027 の進捗状況について
 - ・ 2024 年度の理事会総会等の予定について
- (エ) 出席等
議決権のある総理事数 24 名、出席理事数 20 名、出席監事数 2 名

ウ 第 19 回理事会（2024 年 9 月 9 日）

- (ア) 開催場所
決議省略の方法による
- (イ) 提案事項
 - ・ 財務委員会の委員の選任について
 - ・ 理事の利益相反取引の承認について
- (ウ) 出席等
提案事項につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

エ 第 20 回理事会（2024 年 11 月 27 日）

- (ア) 開催場所
決議省略の方法による
- (イ) 提案事項
 - ・ 第 10 回社員総会の開催について
- (ウ) 出席等
提案事項につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

オ 第 21 回理事会（2024 年 12 月 4 日）

- (ア) 開催場所
決議省略の方法による
- (イ) 提案事項
 - ・ 事務次長（業務執行理事）の選定について
 - ・ 会長職を代行する事務総長及び事務次長の順序について
 - ・ 事務次長の職務権限規程の改正について
 - ・ 理事の利益相反取引の承認について

(ウ) 出席等

提案事項につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

カ 第 22 回理事会（2024 年 12 月 23 日）

(ア) 開催場所

東京商工会議所 5 階 RoomA1+A2（東京都千代田区丸の内 3-2-2）
（web 会議システムの併用による会議）

(イ) 報告事項

- ・ GREEN×EXPO 2027 の進捗状況
- ・ GREEN×EXPO 2027 会場予定地等の視察報告

(ウ) 出席等

議決権のある総理事数 24 名、出席理事数 19 名、出席監事数 2 名

キ 第 23 回理事会（2025 年 1 月 13 日）

(ア) 開催場所

決議省略の方法による

(イ) 提案事項

- ・ 第 11 回社員総会の開催

(ウ) 出席等

提案事項につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

ク 第 24 回理事会（2025 年 1 月 20 日）

(ア) 開催場所

決議省略の方法による

(イ) 提案事項

- ・ 常勤理事の報酬の額
- ・ 事務次長（業務執行理事）の選定
- ・ 代表理事及び会長の代行順位
- ・ 事務次長の職務権限規程の改正

(ウ) 出席等

提案事項につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

ケ 第 25 回理事会（2025 年 3 月 21 日）

（ア）開催場所

日経カンファレンスルーム

（東京都千代田区大手町 1－3－7 日経ビル 6 階）

（web 会議システムの併用による会議）

（イ）決議事項

- ・ 2025 年度 事業計画及び収支予算
- ・ 役員賠償責任保険
- ・ 財務委員会の委員の選任
- ・ 事務次長の職務権限規程の改正
- ・ 理事の利益相反取引の承認

（ウ）報告事項

- ・ 会場建設費の変更
- ・ 公式参加者の招請活動
- ・ 広報・機運醸成の取組

（エ）出席等

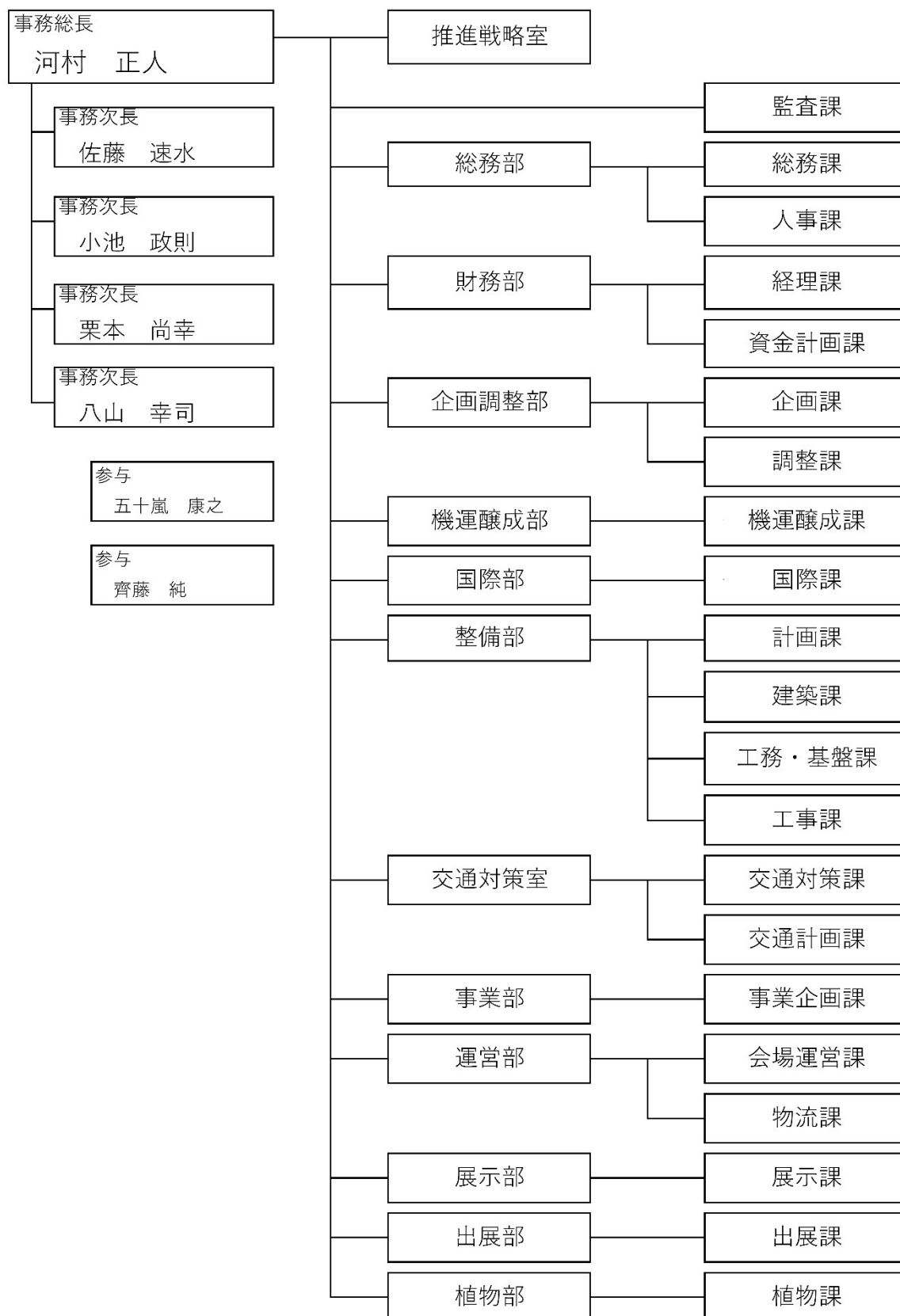
議決権のある総理事数 25 名、出席理事数 17 名、出席監事数 2 名

V 事務局体制【人事課】

事務局組織図（2025 年 1 月 20 日時点）

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務局組織図

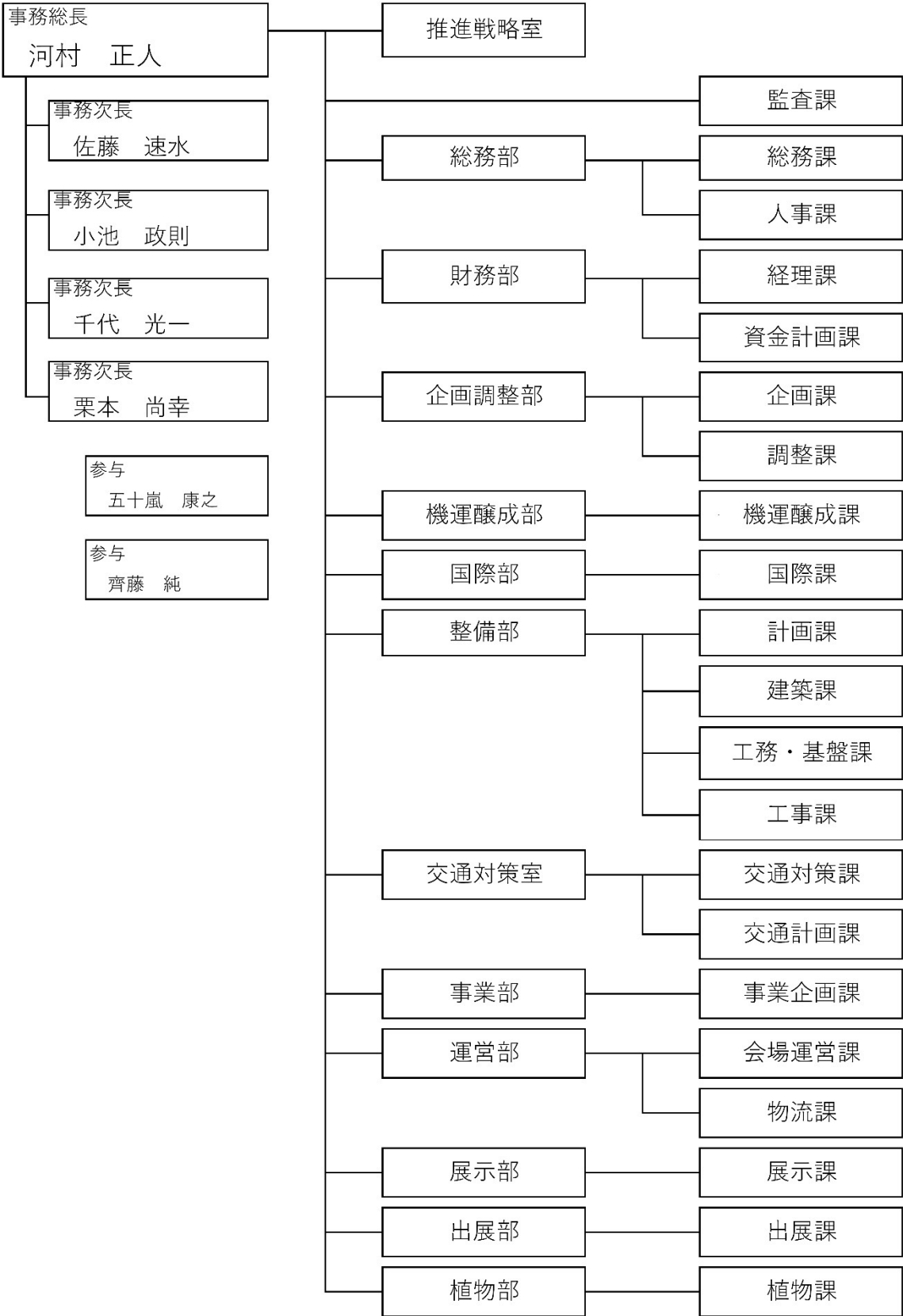
2025年1月20日現在



事務局組織図（2025 年 1 月時点）

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務局組織図

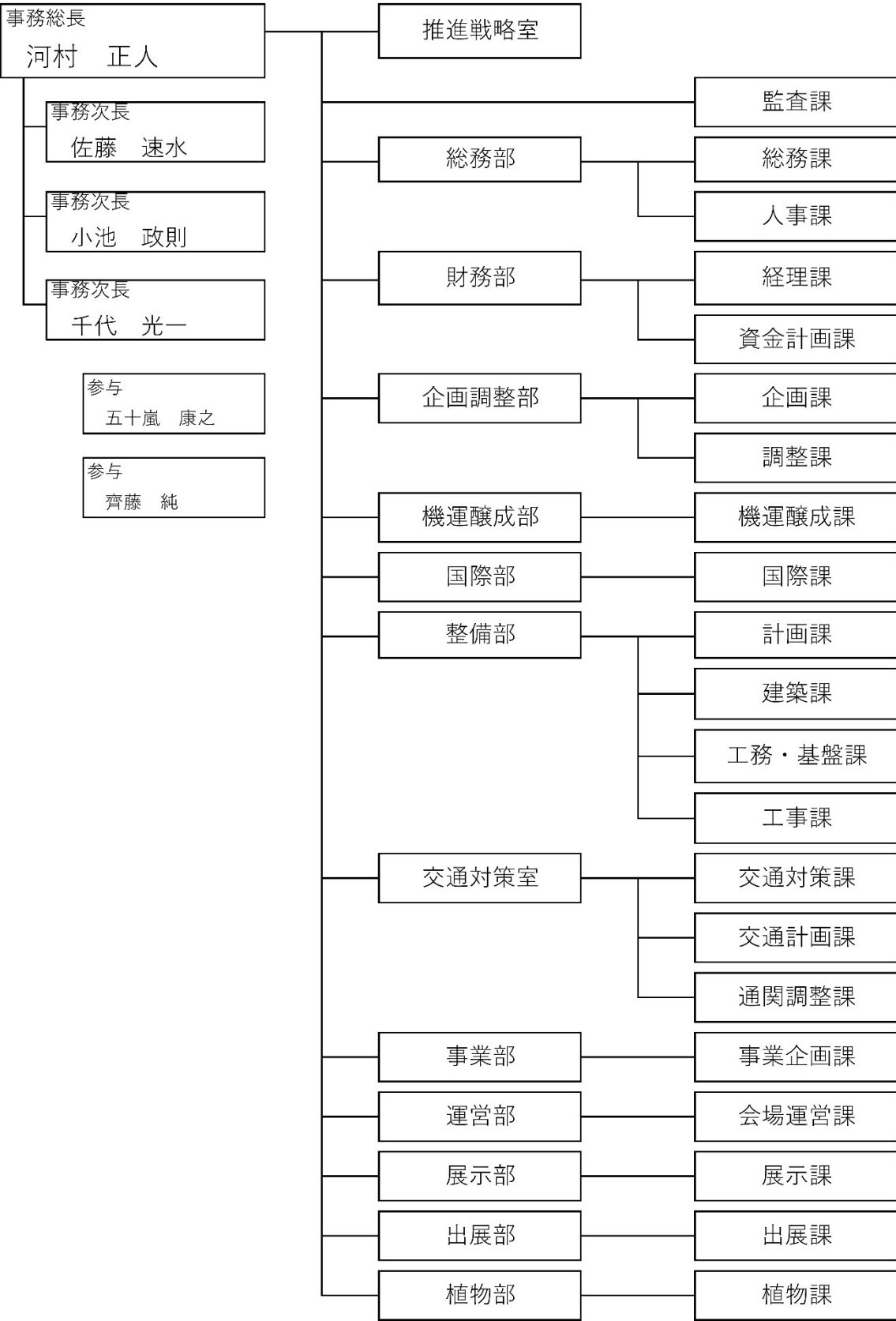
2025年1月現在



事務局組織図（2024 年 9 月時点）

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務局組織図

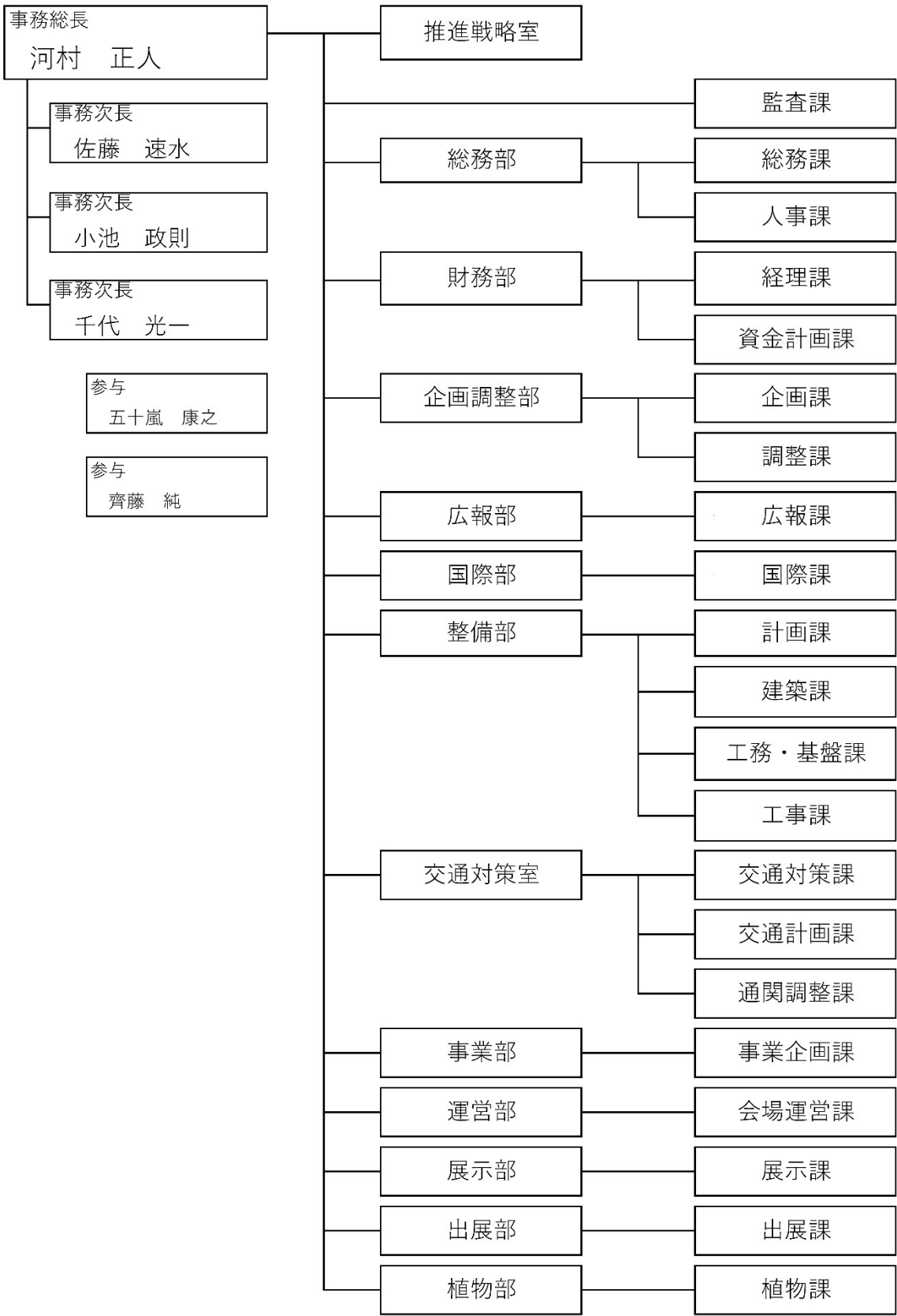
2024年9月現在



事務局組織図（2024 年 7 月時点）

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務局組織図

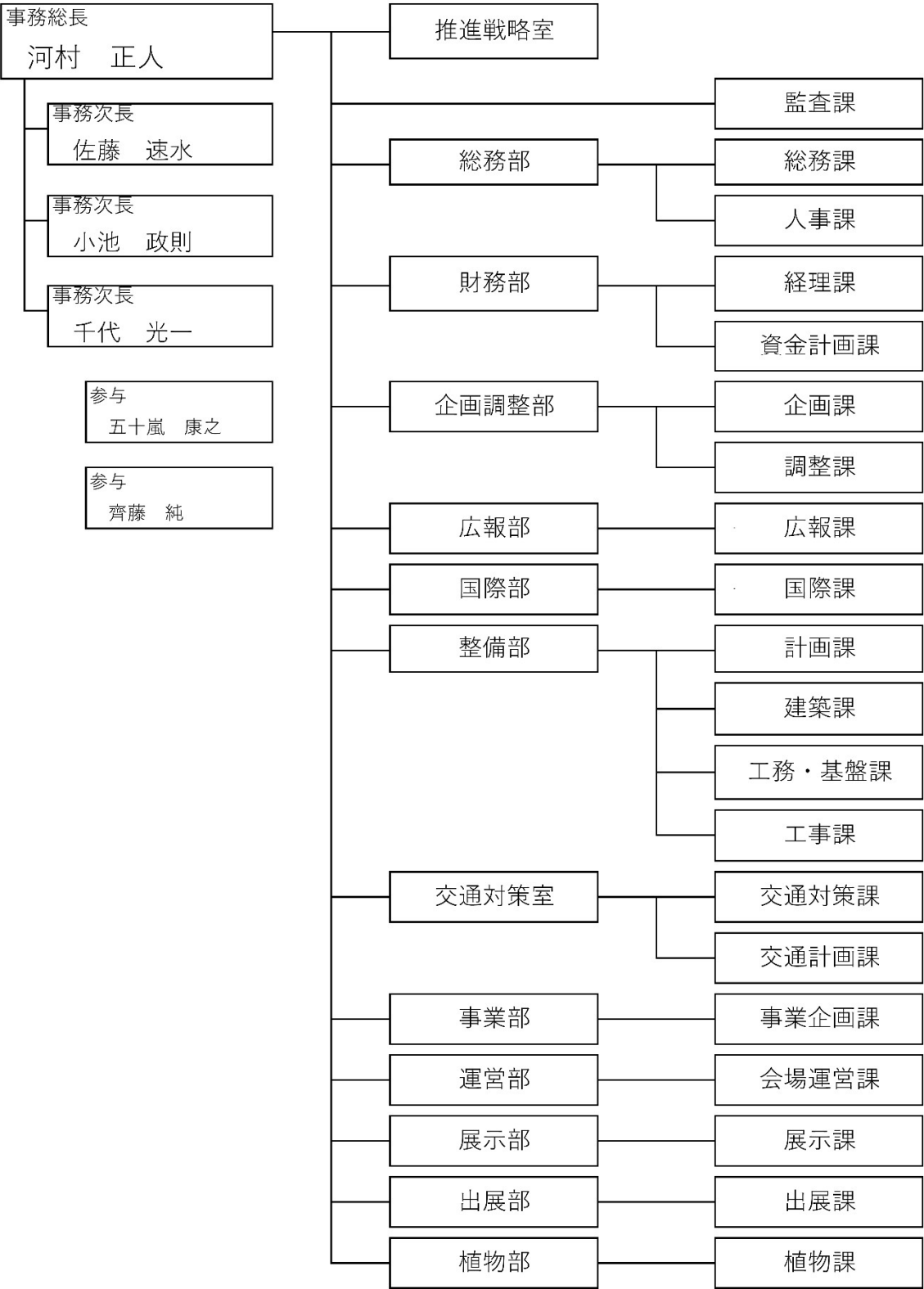
2024年7月現在



事務局組織図（2024 年 4 月時点）

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務局組織図

2024年4月現在



事業報告書の附属明細書

2024 年度事業報告（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」として記載すべきことはない。

2025年度事業計画及び予算

定款第42条第2項の規定により、2025年度の事業計画及び予算について、資料6から資料8のとおり報告します。

- ・ 資料6 2025年度 事業計画書
- ・ 資料7 2025年度 正味財産増減予算書
- ・ 資料8 2025年度 資金調達及び設備投資の見込み

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款（変更後）

第42条 協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、直近に開催される社員総会に報告しなければならない。

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

2025 年度 事業計画書

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

2025 年度は、開幕まで 2 年を切り、各分野の計画を具体化して実装を進める段階であり、全国的な機運醸成と入場券販売に向けたプロモーションを本格化していく年となります。

公式参加者に対しては、引き続き参加招請を進めるとともに、参加契約締結に向けた手続や契約締結後の出展に向けたフォロー、敷地の引き渡し等を行います。

会場整備では、博覧会の開催準備に向けて会場整備（インフラ）工事を着実に進めるとともに、造園工事及び仮設建築工事に着手します。

市民・企業・団体の参加については、参加企業や花・緑団体等と出展に向けた調整をしていくとともに、博覧会を作り上げる共創パートナーの募集を進めていきます。

持続可能性に向けた取組として、サステナビリティ戦略等に基づく事業の推進・検討等を行うとともに、持続可能性に配慮した調達コードに基づき、環境負荷の低減など持続可能性に配慮した調達を進めます。

1 認知拡大・機運醸成に関する事業の実施

(1) 多様な機会を活用した取組

- ・入場券の販売促進を図るため、開幕までの節目となる 500 日前、1 年前や入場券販売開始時期等を念頭に集中的なプロモーションを展開します。
- ・交通広告や誌面等、各種メディアを活用した広報を行います。
- ・公式ホームページ、インスタグラム等の公式 SNS を活用した情報発信を行います。
- ・公式マスコットキャラクター等を活用した公式グッズの販売等、ライセンス事業を展開します。

(2) 多様な主体との共創による取組

- ・参加者、国、開催自治体等と連携し、関連イベント等の機会を活用したプロモーションを展開します。
- ・若年層への博覧会のテーマ・開催意義の浸透や SDGs の行動促進等を目的とした、学生向け教育プログラムを実施します。
- ・教育旅行を含む団体旅行の誘致・プロモーションを行います。
- ・ボランティアセンターを開設し、募集を開始します。
- ・市民参加（共創）プログラムの準備を行います。
- ・大阪・関西万博と連携し、相互の PR を行います。

2 公式参加者招請活動及び公式参加者への支援

- (1) 外国政府・国際機関への参加招請活動
 - ・政府・関係機関と連携しながら、外国政府・国際機関への参加招請を進めるとともに、参加契約締結に向けた手続等を進めます。
- (2) 公式参加者（参加を表明した外国政府・国際機関）への支援
 - ・公式参加者の出展準備等への支援を行うとともに、各種問合せ対応や様々な手続を一括で実施できる体制の構築を行います。
 - ・公式参加者の出展準備が円滑に進むよう、建設に関する支援等を行うプロジェクトマネージャー等の配置を検討します。
- (3) 途上国支援プログラムの構築
 - ・途上国の公式参加者の参加を支援するための仕組みの検討を行います。
- (4) 第9回アフリカ開発会議（以下「TICAD9」という。）と連動した広報・参加招請等
 - ・8月に横浜で開催される TICAD9 の機会を活用し、広報・参加招請等を実施します。
- (5) 国際園芸家協会（以下「AIPH」という。）及び博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）との調整等
 - ・博覧会の成功に向け、AIPH 及び BIE との各種会議での進捗報告や、現地視察の受入れや会談を行うとともに、各事務局と連絡・調整を行います。
 - ・特別規則等について、政府関係省庁と連携し、BIE 総会での承認等を得て策定していきます。

3 各分野の事業の実施

- (1) 会場整備
 - ・2024 年度に引き続き会場整備（インフラ）工事を行うとともに、造園工事及び仮設建築工事に着手します。また、出展者への敷地引渡しを開始します。
- (2) 輸送対策
 - ・来場者輸送実施計画を早期に策定し、これに基づき会場周辺の混雑緩和対策やシャトルバスの運行計画等について関係者と調整を進めます。また、来場者輸送実施計画は、検討の進捗に合わせて更新を行います。
- (3) 植物監理
 - ・植物監理・調達・維持管理に関する検討の深度化を図ります。
 - ・植物調達パートナー等と連携し、植物の調達を進めます。
- (4) 展示
 - ・主催者展示（テーマ館展示及び園芸文化展示）について、展示物の制作に着手します。また、運営計画の検討を進めます。

(5) 出展・出店

ア 一般参加者出展

- ・Village 出展者の出展に向けた手続や展示内容の調整等を実施するとともに、出展者向け説明会を開催します。
- ・花・緑出展者の出展に向けた手続や展示内容の調整等を実施するとともに、出展者向け説明会を開催します。

イ 営業出店

- ・テーマ営業出店者の出店に向けた手続や営業内容の調整等を実施するとともに、出店者向け説明会を開催します。
- ・来場者に飲食・物販サービスを提供するために、一般営業出店の募集を開始します。

ウ 政府出展

- ・政府出展について、国土交通省・農林水産省による展示内容・管理運営・行催事・広報等の実施計画の検討、屋内展示の工事計画の検討及び屋外展示の実施に係る業務に参画します。

エ コンペティション

- ・コンペティションに関する規則の公表に向け、賞体系等の検討を行うとともに、参加ガイドラインの策定準備を進めます。

(6) 行催事

- ・主催者催事の実施に向けた個別計画の策定を行います。
- ・魅力的な博覧会の実現のために、行催事への参加勧奨や協賛募集を行います。
- ・催事管理センターを開設し、催事の募集を開始します。
- ・開閉会式、ナショナルデー、スペシャルデーの実施に向けた調整を進めます。

(7) 協賛

- ・博覧会の魅力向上に向けて、プロジェクト協賛及び一般協賛などを通じ共創パートナーの募集を行います。

(8) 来場者サービス・運営管理

- ・満足度の高い来場者サービスを提供するため、来場者サービス基本計画を策定し、引き続き、実施計画策定に向けた検討を行います。
- ・博覧会会場内外のサインや情報媒体など情報提供サービスの具体化に向けた検討を進めます。
- ・様々な来場者の移動を補助するため、会場内の輸送サービス導入に向けた調整を行います。
- ・来場者が快適に過ごせるよう、ハード・ソフト両面から様々な暑さ対策を検討します。
- ・会場内の快適性と美観を維持するため、会場内清掃・廃棄物管理基本計画を策定し、引き続き、実施計画策定に向けた検討を行います。
- ・公式参加者の展示物品等の搬入に備え、会場内を保税展示場とする手続を開始します。

(9) 儀典接遇

- ・賓客等への適切な接遇を行うため、接遇基本計画を策定します。

(1 0) ICT基盤・サイバーセキュリティ環境の整備

- ・博覧会の円滑な運営のため、ICT実施設計を行い環境整備に着手します。
- ・関係機関と連携し、サイバーセキュリティ対策の運用に向けた検討を進めます。

(1 1) 入場券販売

- ・入場券販売開始に向け、券種等の検討を行い、販売体制の構築を進めます。

(1 2) 危機管理体制の構築

- ・安全安心な会場づくりに向け、警備基本計画、消防・防災基本計画、医療救護基本計画、会場衛生基本計画を策定し、引き続き、各実施計画策定に向けた検討を行います。
- ・円滑に開催準備・博覧会運営を進めるため、想定されるリスクの洗い出しや評価を基に、リスク対策や保険への加入等の検討を行います。

(1 3) 持続可能性・インクルーシブに向けた取組

ア サステナビリティに関する取組

- ・生物多様性や気候変動対策をはじめ、サステナブルな博覧会を実現するため、サステナビリティ戦略等に基づく事業の推進・検討等を行います。
- ・環境や人権、労働など、サステナブルなイベントの運営を実現するため、イベント・サステナビリティマネジメントシステム（ESMS）の構築等を行います。
- ・サステナビリティの取組を報告し、レガシーとして継承するため、サステナビリティレポートを作成します。
- ・持続可能性に配慮した調達を行うため、調達コードを運用します。

イ アクセシビリティに配慮した取組

- ・アクセシビリティ・ガイドラインに基づき、博覧会会場の整備、運営の準備を進めます。また、参加企業・団体等に対して、アクセシビリティに配慮した取組への理解促進を図っていきます。

4 事務局体制の整備・強化と健全な財務運営

(1) 事務局体制の整備・強化

- ・国・経済界・自治体等から多様な人材を確保し事務局体制を強化します。
- ・現場事務所の適切な管理・運用の推進を図ります。

(2) ガバナンス機能の強化

- ・継続的なコンプライアンスの推進に向け、外部の有識者を加えたコンプライアンス委員会を定期的を開催します。
- ・入札・契約における適正な競争環境や適切な履行の確保を図ります。

(3) 効果的・効率的な予算の管理・執行

- ・資金計画に基づく資金調達・予算管理を行います。
- ・予算執行段階における事業実施方法の検証、コスト削減を行います。

(4) 財務基盤の強化に向けた資金調達

- ・寄附金の募集・拡充に向けた取組を進めます。
- ・補助金等の各種資金の確保に向けた調整を図ります。

2025年度 正味財産増減予算書

資料 7

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I.一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
事業収益	52,800	0	52,800
ライセンス収益	52,800		52,800
受取寄附金	150	0	150
受取民間寄附金等振替額	150	0	150
経常収益計	52,950	0	52,950
(2)経常費用			
事業費用	2,998,834		2,998,834
役員報酬	46,512		46,512
給料手当	276,299		276,299
臨時雇賃金	4,816		4,816
法定福利費	150,337		150,337
福利厚生費	2,266		2,266
旅費交通費	51,138		51,138
通信運搬費	400		400
備品費	12,928		12,928
印刷製本費	83		83
光熱水料費	29,157		29,157
委託託借費	1,925,300		1,925,300
賃借料	84,015		84,015
支払報酬	163,435		163,435
広告宣伝費	210,340		210,340
負担金	40,930		40,930
減価償却費	878		878
管 理		340,833	340,833
役員報酬		6,878	6,878
給料手当		64,830	64,830
臨時雇賃金		24,082	24,082
法定福利費		34,614	34,614
福利厚生費		528	528
旅費交通費		4,511	4,511
備品費		6,814	6,814
印刷製本費		19	19
光熱水料費		4,259	4,259
委託託借費		59,767	59,767
賃借料		18,687	18,687
租税公課		500	500
支払報酬		26,889	26,889
支払手数料		2,000	2,000
支払利息		82,470	82,470
減価償却費		3,985	3,985
経常費用計	2,998,834	340,833	3,339,667
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,945,884	△ 340,833	△ 3,286,717
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,945,884	△ 340,833	△ 3,286,717
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,945,884	△ 340,833	△ 3,286,717
一般正味財産期首残高			△ 2,100,903
一般正味財産期末残高			△ 5,387,620
II.指定正味財産増減の部			
受取補助金等	10,620,372	0	10,620,372
受取国庫補助金	5,310,785	0	5,310,785
受取地方公共団体補助金	5,309,587	0	5,309,587
受取寄附金	5,309,590	0	5,309,590
受取民間寄附金等	5,309,590	0	5,309,590
一般正味財産への振替額	△ 150	0	△ 150
当期指定正味財産増減額	15,929,812	0	15,929,812
指定正味財産期首残高			964,604
指定正味財産期末残高			16,894,416
III.正味財産期末残高			11,506,796

資料 8

事業 年度	自 至	2025 年 4 月 1 日 2026 年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
----------	--------	-----------------------------------	-----	---------------------------

2025 年度 資金調達及び設備投資の見込み

(1) 資金調達の見込みについて

(単位: 千円)

借入の予定	あり	
借入先	金額	用途
横浜銀行	3,054,904	運転資金として

(2) 設備投資の見込みについて

(単位: 千円)

設備投資の見込み	あり	
設備投資の内容	支出予定額	資金調達方法
会場整備にかかる設計・工事等	15,701,062	受取補助金等
器具及び備品	1,800	借入金